

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、御所市長から次のとおり公共測量を終了したについて通知がありました。

平成二十三年四月一日

奈良県知事 荒 井 正 吾

- 一 測量の目的 公共測量 三級基準点測量
- 二 測量の地域 御所市大字室、大字條、大字西寺田、大字城山台及び大字多田
- 三 測量の終了年月日 平成二十三年三月三十一日